新しい公共	行政が単独で行ってきた従来の公共や公益ではなく、市民、事業者及び行政が協働で創りだし、共に 担う公共をいう。多様な社会変化の影響から生まれたものである。
NPO	Non-Profit-Organizationの頭文字をとった略称で、法人格の有無に関わらず、市民活動団体やボランティア団体など一定のテーマを持って公益的な活動を行う営利を目的としない団体をいう。
NPO法人	NPOのうち、「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づく認証を取得した法人をいう。政府や自治体、企業とは独立した存在として、市民や民間の支援のもとで、一定のテーマを持って公益的な活動を行っている。
行政	国・都道府県・市町村等の公的機関を指し、公的サービスの提供者であり、組織や運営については法令(憲法・法律・条例など)に定められ、その枠組みを逸脱することはできない。
共同・協同、協働のちがい	共同:ふたり以上の人がいっしょに・する(使う)こと。共同研究、共同浴場協同:ふたり以上の人が力を合わせてすること。 協働:同じ目的のために力を合わせて働くこと。 (三省堂国語辞典)
公益	利己のためではなく、利他のために行うことであり、本質的には、その活動が求められているかと受益の機会が開かれているかという2点がポイントである。
参加・参画・協働 のちがい	参加:これまで行政が担ってきた領域で、行政が場を用意し、限定した内容の基で住民(市民)が参加するというニュアンスがある。 参画:ワークショップの手法などが取り入れられることで、住民(市民)がまちづくり等の計画づくりにまで関わるようになった。しかし、まだ行政主導のイメージが強い。 協働:住民(市民)が行政に参加あるいは参画するのではなく、行政と市民のそれぞれが主体として、対等な関係で役割分担を担う関係性を表現している。
支援・協働のちが い	支援:支援を受ける側と支援をする側という関係があり、お互いが対等な関係とはいえない。 協働:行政と市民のそれぞれが主体として、対等な関係で事業行うこと。
事業者	個人事業者(事業を行う個人)と法人をいい、「事業」とは、同種の行為を反復、継続、独立して行うことをいう。(国税庁ホームページより引用)
市民活動団体	広い意味での市民活動団体(NPO)には、労働組合、生活協同組合、同窓会や自治会など組織の構成員の福利向上を目的とする共益団体なども含まれる。ここでいう市民活動団体(NPO)は、広く社会全般の利益、あるいは不特定多数の者の利益である公益活動を行う団体を指している。一般企業がサービスを提供し、得た利益を株主や社員に分配するのに対し、市民活動団体(NPO)は、活動を通じて得た利益を関係者に分配せず、運営(事業費、家賃、人件費等)や次の事業展開に生かしていくために使用するという違いがある。
協働	市民、市民活動団体、事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって対等な立場で努力し、行政活動等について共に取り組むこと。
市民参加	行政が行う活動に市民の意見を反映するため、企画立案から実施、評価まで、市民の皆さんが様々な 形で参加することをいう。
第3次総合振興計画 後期基本計画	第3次狭山市総合振興計画の基本構想で示された将来像「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向けた最終期間の計画として、平成23年度から平成27年度までの5か年間を対象とし、計画期間内に取り組んでいく施策の体系と内容を明らかにしたもの。
地縁組織	ここでは、自治会・民生児童委員・PTA・老人会などそれぞれの地域に根差した活動を行っている組織を指す。
中間支援組織	NPO法人、市民活動団体(NPO)と行政の間をつなぐ支援活動を行い、NPO法人、市民活動団体(NPO)に向けた相談やサポートなども行う組織。
法人組織	ここでは、営利を目的とする組織(株式会社など)や、大学などを指す。